

平成 22 年8月1日からの

後期高齢者医療制度の負担割合について

後期高齢者医療制度の保険証の負担割合(1割、3割)の判定方法は以下のとおりです。

同じ世帯の後期高齢者医療制度加入者の中に、

平成 22 年度の住民税の課税所得(※1)が 145 万円以上の方が...

a. いる
3割負担

b. いない
1割負担

上記aに該当する方でも、次のいずれかの場合は、申請により1割負担になります。

(1) 世帯に後期高齢者医療制度加入者が1人のみの場合

- ① 平成 21 年中の収入額(※2)が 383 万円未満
- ② 70 歳以上 75 歳未満の世帯員全員との平成 21 年中の合計収入額(※2)が 520 万円未満

(2) 世帯に後期高齢者医療制度加入者が2人以上いる場合

後期高齢者医療制度加入者全員の平成 21 年中の合計収入額(※2)が 520 万円未満

申請が必要な方にはご案内を郵送します。

要申請

早見表はこちら

※1 住民税の課税所得とは...

前年の合計所得金額から住民税の各種控除の合計を差し引いた金額です。

※2 収入とは...

給与収入.....給与所得控除前の金額

年金収入.....公的年金等控除前の金額

その他の収入(不動産、事業、一時、譲渡等).....必要経費を引く前の金額

《後期高齢者医療制度の負担割合の判定表》

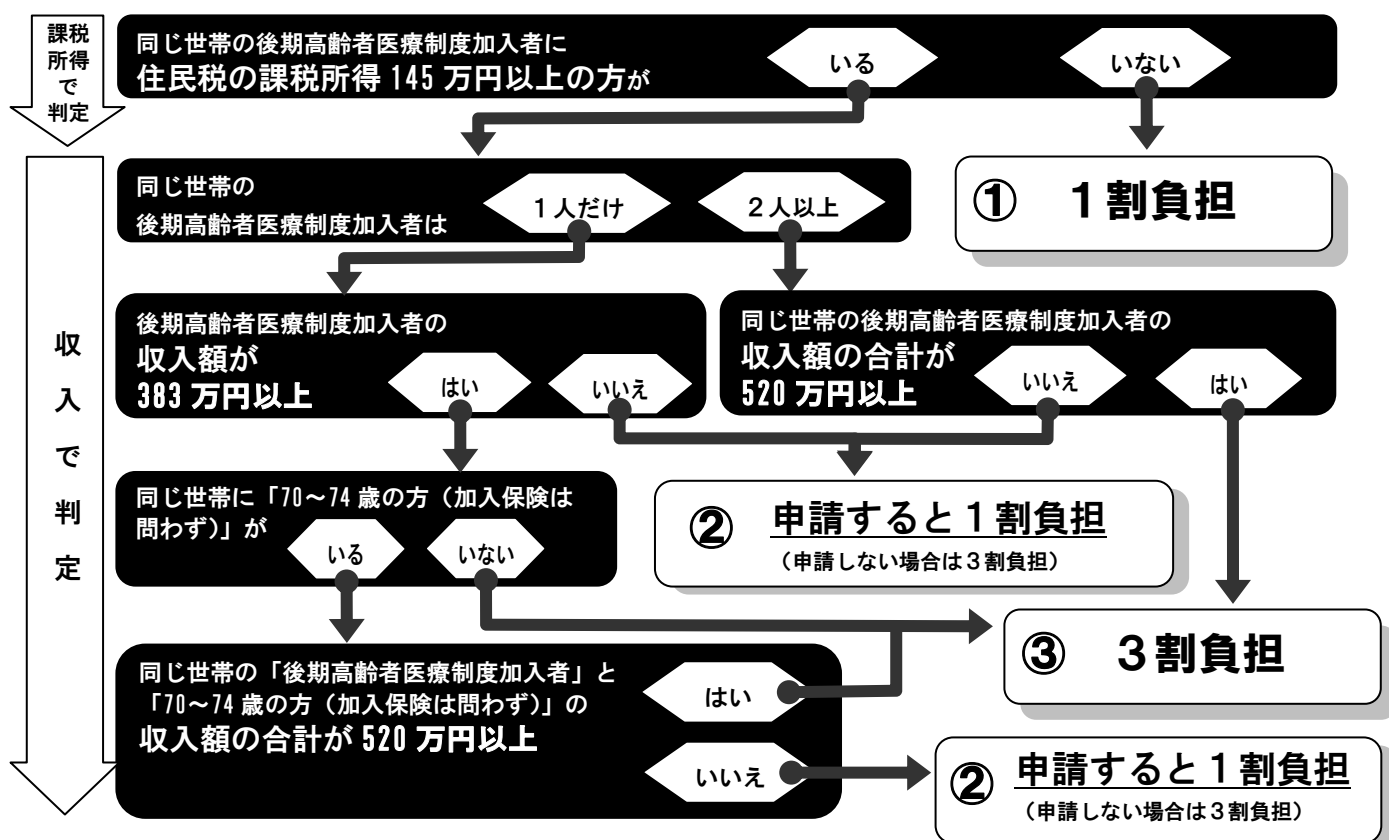
		いない場合		
同じ世帯の後期高齢者医療制度加入者の中に平成 22 年度の課税所得が 145 万円以上の方が	(いる場合)	1人	平成 21 年中の収入額が 383 万円未満(※)	1割負担
			70歳以上75歳未満の世帯員全員との平成 21 年中の合計収入額が 520 万円未満(※)	
			上記に当てはまらない	
	2人以上	後期高齢者医療制度加入者全員の平成 21 年中の合計収入額が 520 万円未満(※)	3割負担	
		上記に当てはまらない		

判定表の(※)に該当すると思われる方には、「基準収入額適用申請書」をお送りしますので必ず申請してください。(その他の方は申請する必要はありません)

裏面の《後期高齢者医療制度負担割合の判定方法》もご覧ください

《後期高齢者医療制度負担割合の判定方法》

後期高齢者医療制度の負担割合は、【ア）住民税の課税所得による判定】を行った後、加入者の方からの申請により、【イ）収入による判定】を行い決定されます。



負担割合の判定は、毎年7月に前年の所得等から判定し、8月1日から適用します。

また、以下のような場合は、年度の途中であっても再判定を行います。

- 同じ世帯の 70 歳以上の方に、転出・死亡等の住民異動があったとき
- 申告の内容に変更があったとき
- 同じ世帯の方が、新たに後期高齢者医療制度に加入したときや、70 歳になったとき

判定の結果、負担割合に変更が生じる方には、新しい負担割合を記載した被保険者証を送付します。

なお、上記②に該当する「収入による判定」が必要と思われる方には、基準収入額適用申請書を送付します。

不明な点がある場合は下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ>

八戸市国保年金課 後期高齢者医療グループ

電話 43-2111 (内線)244・281・282

FAX 44-9106

E-mail kokuho@city.hachinohe.aomori.jp